



基安安発第0411002号

平成19年4月11日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長 .

(契印省略)

欠陥機械に係る安全対策の徹底について

ゴルフ場業における労働災害の防止対策については「ゴルフ場の事業における労働災害の防止のためのガイドライン」に基づき推進しているところであるが、今般ゴルフ場において使用されている下記1の機械(以下「本件芝刈り機」という。)において、下記2の欠陥が発見されたところである。

この本件芝刈り機は、昭和48年2月15日付け基発第65号「機械等の安全衛生の確保について」の記の2の(3)のイの(ロ)に該当し、同通達の記の2の(3)のロに基づき処理すべきものであるが、製造者が倒産しているため製造者に改善等を行わせることができず、また、本件芝刈り機の譲渡先が把握できないことから、この本件芝刈り機を使用している可能性が高いと考えられるゴルフ場業の関係団体(別添1)に対して、別紙のとおり会員に対する対策の実施について周知等を要請したところである。

については、各局においても、管内のゴルフ場等に対して個別指導等を行う場合には、本件について留意し必要な措置がとられるよう指導されたい。

記

1 欠陥が発見された機械(別添2写真参照)

- (1) 機械の種類 芝刈り機
- (2) 製造者 (株)土屋機械製作所(栃木県足利市今福町907-2)
※この製造者は平成10年9月に倒産している。
- (3) 品名・型式 25インチ自走式ロータリーモア・R6S-202

2 欠陥の状況

本件芝刈り機は芝を刈るための刃が着脱式になっており、機械本体の回転軸と刃の回転軸を結合するためのピンが軸から突出しているにも関わらず、覆い等が設けられていない。

ゴルフ場業関係団体一覧

1 財団法人日本ゴルフ協会

会 長 安西 孝之

所在地 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋YSビル2階

会員数 1, 576 (平成18年度末の正会員数)

2 日本芝草管理技術者会

会 長 大和田 勝弘

所在地 〒110-0016 東京都台東区台東 1-26-6 植調会館6階

会員数 682 (ゴルフ場数は618コース)

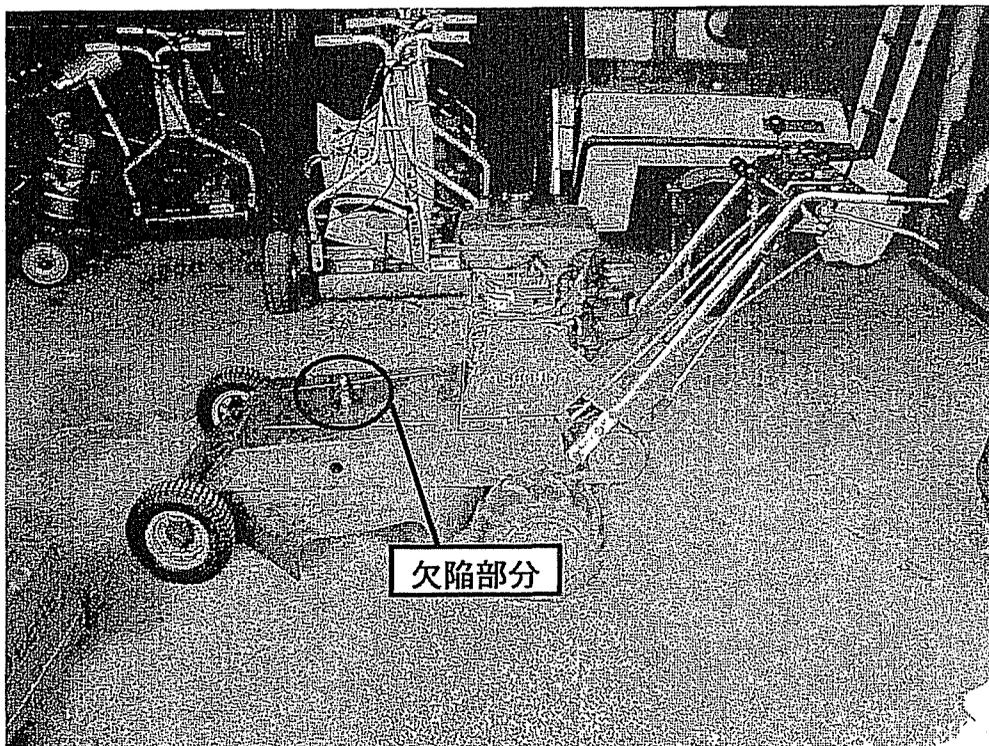


図1 機械の全体写真

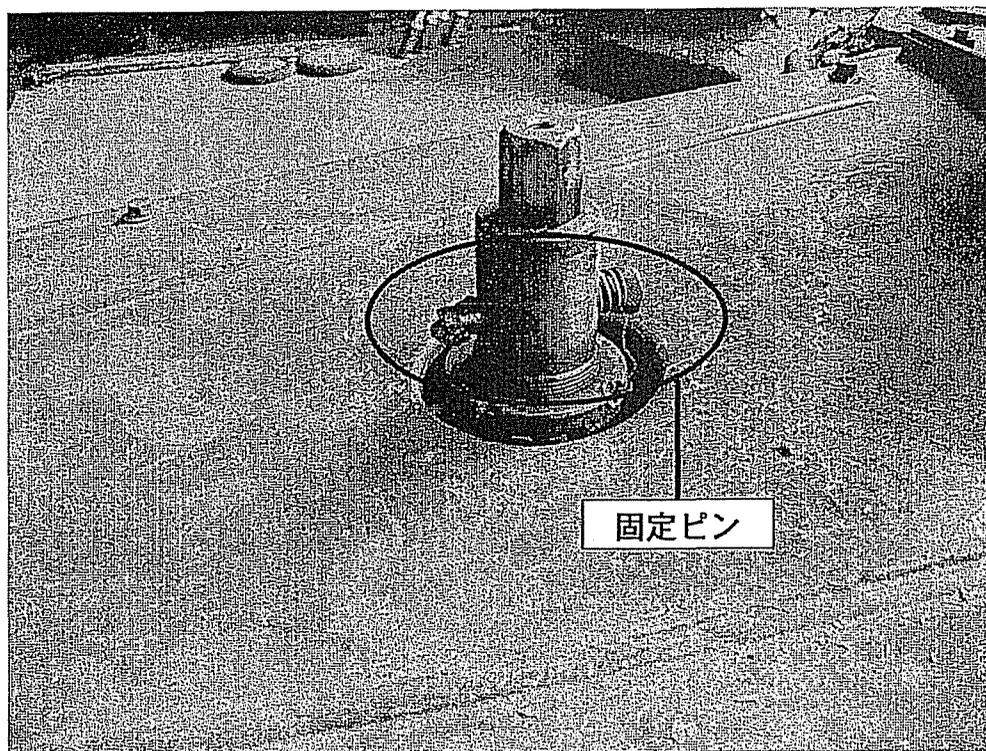


図2 欠陥部分の拡大図

別紙

基安安発第 0411001 号

平成 19 年 4 月 11 日

(ゴルフ場事業関係団体) あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

安全上の問題がある芝刈り機に係る安全対策の実施について (要請)

労働災害の防止につきましては、日頃からその徹底に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今般ゴルフ場において使用されている下記 1 の機械 (以下「本件芝刈り機」という。) において、下記 2 の安全上の問題が発見されました。この本件芝刈り機の回転部分に労働者が接触し、巻き込まれる等により労働災害が発生する危険があることから、労働安全衛生規則第 101 条第 2 項に基づき回転部分等に覆い等を設けることが事業者には義務付けられております。

つきましては、貴会の会員に対し、本件芝刈り機を所有している場合には、必要に応じ所轄の労働基準監督署に相談の上、直ちに下記 3 の対策を講じるよう周知徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

1 問題が発見された機械 (別添写真参照)

- (1) 機械の種類 芝刈り機
- (2) 製造者 (株) 土屋機械製作所 (栃木県足利市今福町 907-2)
※この製造者は平成 10 年 9 月に倒産しています。
- (3) 品名・型式 25 インチ自走式ロータリーモア・R6S-202

2 安全上の問題

芝刈り機は芝を刈るための刃が着脱式になっており、機械本体の回転軸と刃の回転軸を結合するためのピンが軸から突出しているにも関わらず、覆い等が設けられていない。

3 労働災害防止対策

機械本体の回転軸と刃の回転軸を結合するためのピンを埋頭型のものとするか、当該部分に覆いを設けること。

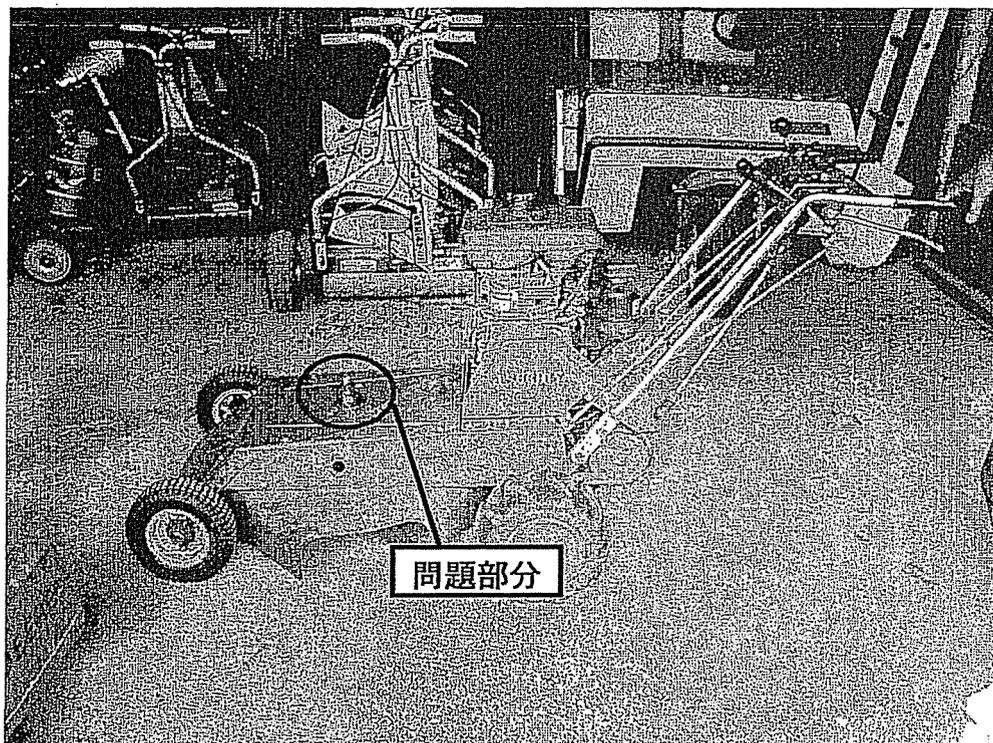


図1 機械の全体写真

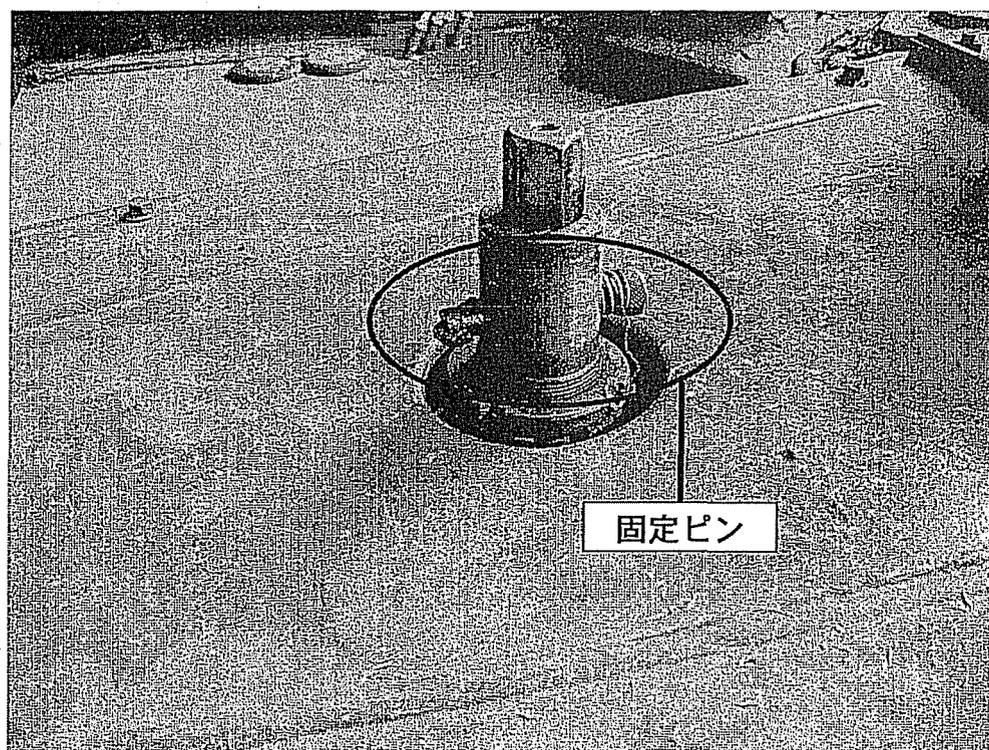


図2 問題部分の拡大図

参照条文

○ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第 101 条

- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。